

TAINS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS 解体新書

低額譲渡 ～法人が所有する種類株式の譲渡～



草間 典子【足立】

はじめに

法人税法22条2項は、「有償又は無償による資産の譲渡・・・当該事業年度の収益の額とする」と規定しています。そして、資産の低額譲渡が行われた場合には、譲渡時におけるその資産の適正な価額が法人税法22条2項にいう資産の譲渡の収益の額に当たる（平成7年12月19日最高裁）とされています。

今回は、課税庁より低額譲渡と更正処分を受けたもののうち、法人が行った種類株式の譲渡の事案をご紹介します。

I. 優先配当受領権を有する株式／元従業員に対する譲渡

令3.6.21非公開裁決
(棄却) F0-2-1039

<事案の概要>

この事案は、A社が保有していたシンガポール共和国の子会社B社の株式を元従業員に譲渡した事案です。

B社は、残余財産分配権を有する普通株式と残余財産分配権は有しないが優先配当受領権を有する優先株式の2種類の株式を発行していました。そして、A社は優先株式を、元従業員は普通株式を保有していましたが、平成28年4月1日に、元従業員に対して、A社が保有する優先株式57万5千株を1株当たり1シンガポールドル（SGドル：円換算額82.26円）で譲渡しました。この株式は、同日に、定款に従って、優先配当受領権を有する株式から残余財産分配権を有する普通株式に転換されています。

<審判所の判断>

審判所は、下記のように判断して、A社の請求を棄却しています。

1 株式の時価の算定方法について

市場価格のない上場有価証券等以外の株式については、その取引価額につき、合理的な方法により、当事者間における自由な取引において成立すると認められる価額を算定して法人税法61条の2第1項を適用する必要がある。法人税基本通達2-3-4は、法人

が無償又は低い価額で有価証券を譲渡した場合における法人税法61条の2第1項に規定する譲渡に係る対価の額の算定について、上場有価証券等以外の株式に関し、法人税基本通達4-1-5及び4-1-6を準用して算定する旨定めている。そして、上記の取扱いは、法人税法61条の2第1項に規定する譲渡に係る対価の額の算定方法として一般的に合理性を有すると認めるに足りるということができる。

上場有価証券等以外の株式の時価を算定するに当たり、一定の場合には法人税基本通達4-1-6の定めに基づき、財産評価基本通達178から189-7までの例によって算定することには合理性があると認められる。

2 本件への当てはめ

(1) B社の株主は、本件株式譲渡以前から請求人と元従業員のみであり、本件株式譲渡はこれらの株主の間で、経営権の譲渡を目的として行われた取引である。

そして、本件譲渡価額の価格決定の経緯において価格交渉のようなものが行われた事実はうかがわれず、1株当たり1SGドルという金額は、平成26年2月28日の増資における請求人の引受金額をもって価格決定したものと認められる。なお、本件株式については、株式譲渡後に1株当たり433円の配当宣言がされていることに鑑みると、1株当たり82.26円という評価額は著しく低いものといわざるを得ない。

(2) B社は、2種類の種類株式を発行する法人であるところ、本件株式は残余財産分配権を有しないが優先配当受領権を有しているという意味で、通常の株式とは異なる権利内容を有するものといえる。もっとも、本件株式は、元従業員に譲渡された当日において、定款に従い、直ちに優先配当受領権を有しないが残余財産分配権を有する普通株式に転換されていることからすると、B社の株主である請求人及び元従業員との間では、双方の株式の1株当たりの経済的価値は等価のものとして扱われていたことがうかがわれる。

(3) 株式譲渡時における本件株式の適正な譲渡対価の額は、純資産価額方

式により算定することが相当であると認められ、当審判所において、純資産価額方式に従って株式譲渡時における本件株式1株当たりの価額を計算すると693円となり、原処分庁が計算した価額と同額となる。したがって、本件法人税各更正処分はいずれも適法である。

II. 取得条項付株式／定款に定められた算定式により算出した金額

令4.1.20非公開裁決
(全部取消し) F0-2-1047

<事案の概要>

A社が、保有する取得条項付株式の一部を、その発行人であるB社に対しB社の定款に定められた算定式に基づき算出された金額で譲渡した事案です。

<審判所の判断>

審判所は、下記のように判断して、A社の請求を認め、処分を全て取り消しています。

1 譲渡株式の評価方法について

本件譲渡株式は、売買実例もなく、また、公開途上にある株式にも該当しないから、仮に普通株式であったなら、財産評価基本通達の例により評価することができることになる。そして、B社の確定申告書等によれば、B社は、財産評価基本通達178に定める「大会社」に該当するから、B社の普通株式は、一定の条件の下、原則として類似業種比準方式によって評価されることとなる。むしろ、現実の個々の取引について無条件に類似業種比準方式によることが認められるわけではないが、一般的な取扱いに照らし、類似業種比準方式を基礎とすることには合理性があるということができるとし、普通株式であったならばという仮定の下で類似業種比準方式を採用することが不合理であることをうかがわせる事情も見当たらない。

一方、原処分庁は、本件譲渡株式に純資産価額を基礎とする評価方法を採用することの合理性について、特段の根拠を示していないこと、本件譲渡株式に関しては、議決権の制約や現金に

よる取得条項が付されていることを考慮すれば、純資産価額を基礎とする方法に必ずしも合理性があるとはいえない。

2 本件譲渡株式の価額について

原処分庁が主張する本件譲渡株式の譲渡時における1株当たりの価額は、B社の普通株式を前提とした試算値（審判所において、B社の確定申告書等を基に、財産評価基本通達180に定める類似業種比準方式の例により、B社の普通株式の譲渡時における1株当たりの価額を試算）の約8倍に相当する。財産評価基本通達の定める類似業種比準方式に合理性がある一方で、取得条項付の議決権に制約のある株式の時価については、確立された評価方法があるわけではなく、議決権の制約や現金による取得条項が、普通株式の時価との関係で減価要因にもなるという見解もあることを考慮すれば、本件譲渡株式の譲渡時における1株当たりの価額が、B社の普通株式を前提とした試算値の約8倍に相当するという原処分庁の主張を認めることは、明らかに困難なことといわざるを得ない。

本件譲渡時におけるB社の普通株式の1株当たりの時価は、試算値を上回るとは認め難く、試算値との比較を踏まえても本件譲渡株式の譲渡時における1株当たりの適正な価額が本件譲渡に係る1株当たりの譲渡対価の額を上回るとは認められない。したがって、本件譲渡対価は、本件譲渡株式の譲渡時における適正な価額に比して低額であるとはいえず、譲渡差額を益金の額に算入すべきとは認められない。

おわりに

TAINSで検索される場合は、〔詳細検索〕⇒〔TAINSキーワード〕欄に、「低額譲渡」と入力してください。税区分を「法人税」にチェックしていただくと情報を絞ることができます。

TAINSの入会については、ホームページ上にあるお問い合わせフォームもしくはメール<info@tains.or.jp>にてお問い合わせください。

会計事務所の
システムなら

MJS

ミロク情報サービス

特長1 会計事務所向けERPで、顧問先情報の一元管理を実現。会計事務所の機動力を強化。

特長2 各種システムの連携で顧問先の早期決算を実現。自計化も支援。

特長3 全国対応!安心して導入・運用できる環境や業務効率化の実現をワンストップで提供。



MJS 株式会社ミロク情報サービス

MJS 会計事務所向け

検索

